

京町家保全・活用推進条例(仮称)の骨子案

1 条例の目的

条例の目的を定める。

(案)

京町家は、京都の歴史、文化及び景観の象徴であり、市民にとって貴重な財産であることに鑑み、京町家の保全及び活用の推進に関し、その基本理念を定め、本市や所有者、居住者、事業者、市民、自治組織、市民活動団体等の各主体の責務・役割を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進

2 用語の定義

「京町家」をはじめとする用語の定義を定める。

(参考:「京都市旅館業法施行細則」における京町家の定義)

生活の中から生み出された特徴のある形態及び意匠を有する木造の建築物で伝統的な建築様式によるもの(建築基準法の規定が適用されるに至った際現に存し、又はその際に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった建築物に限る。)をいう。)

3 基本理念

京町家の保全及び活用を推進するうえでの基本理念を定める。

(案)

- ・ 豊かな都市生活の持続、まちづくりの担い手としての誇りと暮らしの持続、安心して暮らす環境の持続
- ・ 個性的で魅力的な都市空間を形成する資源、都市居住文化の創造、都市型観光の担い手、環境共生・循環型社会を牽引、まちづくりへの参加意欲の促進
- ・ 住んでいることの実感、市民の価値観の共有
- ・ 各主体(本市、所有者・居住者、事業者、市民、自治組織、市民活動団体等)がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取組を推進

4 各主体の責務・役割

本市, 所有者・居住者, 事業者等の責務や役割を定める。

(案)

① 本市

- ・ 京町家の保全及び活用を総合的に推進
- ・ 所有者・居住者, 事業者, 市民, 自治組織, 市民活動団体等の参加及び協力を促進

② 所有者・居住者

- ・ 自らが所有・居住する京町家の保全及び活用を推進

③ 事業者

- ・ 本市の施策, 京町家の保全及び活用の取組に協力
- ・ 事業活動に当たっては, 京町家の保全及び活用に配慮

④ 市民

- ・ 京町家の保全及び活用に対する理解の深化
- ・ 本市の施策, 京町家の保全及び活用の取組に協力

⑤ 自治組織及び市民活動団体等

- ・ 本市の施策, 京町家の保全及び活用の取組に協力
- ・ 所有者・居住者その他京町家の保全及び活用を図ろうとする者の支援

⇒ 各主体がそれぞれの役割を認識し, 相互に協力して, 京町家の保全及び活用を推進

5 施策の方向性

本市が実施する施策の方向性を定める。

(案)

① 京町家の維持, 修復及び改修の推進

【施策イメージ】

- ・ 景観重要建造物, 指定有形文化財等に対する助成
- ・ 京町家まちづくりファンド など

② 京町家の継承及び活用の推進

- ・ 相続税の適正評価に向けた要望
- ・ 空き家活用・流通支援等補助金 など

③ 京町家の改修等に関する技術の継承の推進

- ・ 耐震診断手法の検討
- ・ 京町家専門家講座 など

④ 普及・啓発の実施

- ・ 京町家まちづくり調査
- ・ 京町家再生セミナー など

⑤ 市民活動団体等の自主的な活動の支援

- ・ 地域連携型空き家流通促進事業
- ・ 地域景観づくり協議会 など

⑥ 交流の促進

- ・ 京町家アーティスト・イン・レジデンス
- ・ 京町家等継承ネット など

⑦ 表彰

- ・ 京都景観賞
- ・ 市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園” など

⇒ 施策の詳細な内容や, 目標については, 京町家保全・活用推進計画(仮称)において策定

6 解体に関する事前届出

京町家の解体に関する事前の届出について定める。

7 不動産事業者による取組

京町家の媒介時に京町家の保全及び活用に向けた働きかけを行うことを定める。

(案)

不動産事業者は、京町家を購入・賃貸しようとする者に対し、本市の施策に関する情報提供を行うとともに、京町家の保全及び活用に向けた働きかけを実施

8 その他

その他京町家の保全及び活用を推進するために必要な事項を定める。